

財 政 局

【 代 表 課 】

財政課 048 - 829 - 1153 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3	
1	(歳入)市有地等境界確認証明書交付手数料	(歳入)市有地等境界確認証明書交付手数料		1		1								1	市有地と民有地の境界確認について、境界確認証明書の発行依頼が生じた場合は、さいたま市事務手数料条例第2条の各種証明により、1件につき200円と定められている。	境界確認証明書の発行手数料は、各都市と比較すると料金が低いため、今後の見直しの余地はあるが、さいたま市手数料条例の改正は、1課だけではできないことなので、全体での調整や検討が必要になる。	0.1				1				用地管財課	オ-4		
2		自動販売機の行政財産目的外使用料													行政財産に設置されている自動販売機については、設置希望者の申し出により、条例、規則等に従い各施設管理者が許可を行い、目的外使用料を徴収している。	地方自治法改正により行政財産への貸付が可能となつてから、近隣市では、自動販売機の設置について目的外使用許可から貸付へ切り替え、入札により貸付料を決定して自主財源の確保を行なっている。さいたま市においても、近隣市の事例を参考にして基準等を検討し、今後目的外使用許可から貸付へ切り替え、入札により貸付料を決定し、財源の確保を行う。	0.2								用地管財課	カ-3		
3	(歳入)総務使用料	行政財産使用料	580		1									1	本庁舎の建物内及び敷地内を一部利用するにあたり、その目的に応じ使用者に応分の負担を頂くために使用料を徴収する。	歳入の主なもの、自動販売機等設置に伴う行政財産使用による使用料であり、新たな広告手段を検討し収入の確保を目指す。	0.1				1				庁舎管理課	カ-3		
4	(歳入)工事施工等証明手数料	各種の証明		2		1								1	本市(旧市を含む)発注工事を施工したことの証明を行う。主に、一般競争入札の参加資格に、類似工事の施工実績を求められた場合に、施工実績があることを確認するための書類として使用されている。料金については、さいたま市事務手数料条例別表で各種の証明事務手数料(200円)として定められている。	各関東指定都市との比較から、手数料を100円増額することは可能と考えるが、一般的な証明事務であり、各関東指定都市とも、各種証明手数料としての位置づけであることから、本市においても、各種証明手数料全体のなかで検討する。	0.0				1				契約課	オ-4		
5	(歳入)税務証明手数料	(歳入)税務証明手数料	48,825		1									2	市民に対して、市税に係る証明書を交付する。手数料は1件当たり200円である。	郵便局の委託については、費用対効果の検証を行い見直す必要がある。他部署の証明等の手数料を勘案し、適正な手数料について検討する。	18.6				1				税制課	オ-4		
6	(歳入)税務証明手数料	(歳入)固定資産課税台帳等の閲覧手数料	3,675		1									1	市民に対して、固定資産課税台帳等の閲覧を行う。手数料は1件当たり150円である。	他部署の証明等の手数料を勘案し、適正な手数料について検討する。	1.4				1				税制課	オ-4		
7	(歳入)個人市民税<現年課税分>		83,928,000		1									2	市内に住所を有する個人、市内に住所を有しないが、事務所・事業所又は家屋敷を有する個人に対して、所得に基づき、県民税とあわせて賦課徴収する税である。個人に均等にかかる均等割と、個人の前年所得に応じてかかる所得割とからなり、税額は、均等割が3,000円、所得割が税率6%である。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う賃金の減少が納税資力の低下に繋がったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分ができる財産がなく、滞納者死亡で相続人が不在である等徴収金を徴収することができないことが明らかである場合による。	・申告書未提出者に対する調査の完全実施を継続し、適正課税に努める。・口座振替制度の利用促進等により、納期内納付率の向上を図り、高額事案の滞納整理に早期着手し、催告や折衝を徹底し年度内完納を図る。平成22年4月からコンビニ収納を開始し、納付機会を拡大して納税者の利便性を向上し、納期内納付の一層の向上を図る。納税催告センターを効果的に運営し、滞納の未然防止を図る。	75.7				2.0	1					市民税課 収納対策課	オ-2
8	(歳入)法人市民税<現年課税分>		19,427,000		1									2	市内法人から設立等の届出を受け、登録・管理を行う。法人税額から算出する法人税割額と資本金の額等から算出する均等割額の申告内容を精査、データ登録し調定資料を作成する。国・県の課税資料と市の申告データとの突合を行い、税額に差異があった場合は更正処理を行う。収入未済の生じた主な理由は、景気悪化に伴う収益の減少が運転資金や債務返済に配分せざるを得なかったことによる。	・より効率的、効果的な法人実態調査を実施し、公平・適正な課税を図る。 ・督促状、催告書などの文書催告、納税折衝を徹底して行い年度内完納を図る。	5.8				2.1	1			市民税課 収納対策課	オ-2		
9	(歳入)固定資産税<現年課税分>		77,497,000		1									2	市内に所在する土地・家屋・償却資産の価格に応じて課税を行う。納税義務者はこれらの資産の1月1日現在の所有者であり、税率は1.4%である。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う賃金の減少が納税資力の低下に繋がったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分ができる財産がなく、滞納者死亡で相続人が不在である等徴収金を徴収することができないことが明らかである場合による。	・課税客体の把握と異動情報の収集や現地調査により適正課税に努める。 ・口座振替制度の利用促進等により、納期内納付率の向上を図り、高額事案の滞納整理に早期着手し、催告や折衝を徹底し年度内完納を図る。平成22年4月からコンビニ収納を開始し、納付機会を拡大して納税者の利便性を向上し、納期内納付の一層の向上を図る。納税催告センターを効果的に運営し、滞納の未然防止を図る。	99.0	0.0			2.0	1			固定資産税課 収納対策課	オ-2		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法 該当なし	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向性	見直し内容	正規	再任用	臨時	様式2	附表1			附表2
10	(歳入) 軽自動車税<現年課税分>		783,000	1									市内定置場の軽自動車等の所有者に対し、軽自動車税を賦課徴収するため、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識を交付する。軽自動車等の所有者からの申告を受付し、申告データの登録を行う。賦課期日(4月1日)現在の所有者に対して、軽自動車税納税通知書を作成し、通知する。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う賃金の減少が納税資力の低下に繋がったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分ができる財産がなく、滞納者死亡で相続人が不在である等徴収金を徴収することができないことが明らかである場合による。		・適正に納税義務者を把握するため、転出入者への通知等を行う。 ・口座振替制度の利用促進等により、納期内納付率の向上を図り、高額事案の滞納整理に早期着手し、催告や折衝を徹底し年度内完納を図る。平成22年4月からコンビニ収納を開始し、納付機会を拡大して納税者の利便性を向上し、納期内納付の一層の向上を図る。納税催告センターを効果的に運営し、滞納の未然防止を図る。	14.6		0.5	1					市民税課 収納対策課	オ-2
11	(歳入) 事業所税<現年課税分>		4,210,000	1									市内合計床面積が1000㎡を超える事業所等にかかる資産割、市内従業者の合計が100人を超える事業所等にかかる従業者割の申告書について、免税点判定が適正に行われているか等、申告内容を精査、データ登録し、調定資料を作成する。収入未済の生じた理由は、景気悪化に伴う収益の減少が運転資金や債務返済に配分せざるを得なかったことによる。		・未申告事業所について、より効率的、効果的な申告勧奨、申告指導を行い、公平・適正な課税を図る。 ・督促状、催告書などの文書催告、納税折衝を徹底して行い年度内完納を図る。	1.8			1				市民税課 収納対策課	オ-2	
12	(歳入) 都市計画税<現年課税分>		16,937,000	1									市内の市街化区域内に所在する土地、家屋の価格に応じて課税を行う。納税義務者はこれらの資産の1月1日現在の所有者であり、税率は0.3%である。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う賃金の減少が納税資力の低下に繋がったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分ができる財産がなく、滞納者死亡で相続人が不在である等徴収金を徴収することができないことが明らかである場合による。		・課税客体の把握と異動情報の収集や現地調査により適正課税に努める。 ・口座振替制度の利用促進等により、納期内納付率の向上を図り、高額事案の滞納整理に早期着手し、催告や折衝を徹底し年度内完納を図る。また、平成22年4月からコンビニ収納を開始し、納付機会を拡大して納税者の利便性を向上し、納期内納付の一層の向上を図る。納税催告センターを効果的に運営し、滞納の未然防止を図る。	99.0	0.0	2.0	1				固定資産税課 収納対策課	オ-2	
13	(歳入) 個人市民税<滞納繰越分>		1,487,000	1									個人市民税の滞納繰越分について、滞納整理を行い市税収入の確保を図る。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う賃金の減少が納税資力の低下に繋がったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分できる財産がないもの、生活困窮状態であるもの、所在・財産がないものについて、滞納処分の執行停止をしてから3年が経過したこと等による。		自主納付が見込めない事案については、徹底した財産調査を実施し速やかに差押えを行う。また、搜索を実施して差押えた動産についてインターネット公売を活用するなど、計画的に滞納整理を進め、滞納事案の早期完結を図る。	28.5			1				収納対策課	オ-2	
14	(歳入) 法人市民税<滞納繰越分>		57,000	1									法人市民税の滞納繰越分について、滞納整理を行い市税収入の確保を図る。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う収益の減少が運転資金や債務返済に配分せざるを得なかったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分できる財産がないもの、所在及び財産がないものについて、滞納処分の執行停止をしてから3年が経過したこと、解散法人及び事業再開見込みの立たない法人で将来に亘り滞納市税を徴収できないことが明らかなこと等による。		自主納付が見込めない事案については、徹底した財産調査を実施し速やかに差押えを行う。また、搜索を実施して差押えた動産についてインターネット公売を活用するなど、計画的に滞納整理を進め、滞納事案の早期完結を図る。	2.0			1				収納対策課	オ-2	
15	(歳入) 固定資産税<滞納繰越分>		1,105,000	1									固定資産税の滞納繰越分について、滞納整理を行い市税収入の確保を図る。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う賃金の減少が納税資力の低下に繋がったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分できる財産がないもの、生活困窮状態であるもの、所在・財産がないものについて、滞納処分の執行停止をしてから3年が経過したこと等による。		自主納付が見込めない事案については、徹底した財産調査を実施し速やかに差押えを行う。また、搜索を実施して差押えた動産についてインターネット公売を活用するなど、計画的に滞納整理を進め、滞納事案の早期完結を図る。	28.5			1				収納対策課	オ-2	
16	(歳入) 軽自動車税<滞納繰越分>		17,000	1									軽自動車税の滞納繰越分について、滞納整理を行い市税収入の確保を図る。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う賃金の減少が納税資力の低下に繋がったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分できる財産がないもの、生活困窮状態であるもの、所在・財産がないものについて、滞納処分の執行停止をしてから3年が経過したこと等による。		自主納付が見込めない事案については、徹底した財産調査を実施し速やかに差押えを行う。また、搜索を実施して差押えた動産についてインターネット公売を活用するなど、計画的に滞納整理を進め、滞納事案の早期完結を図る。	9.5			1				収納対策課	オ-2	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2
17	(歳入)特別土地保有税<滞納繰越分>		1	1									2	特別土地保有税の滞納繰越分について、滞納整理を行い市税収入の確保を図る。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う収益の減少が運転資金や債務返済に配分せざるを得なかったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分できる財産がないもの、所在及び財産がないものについて、滞納処分の執行停止をしてから3年が経過したこと、解散法人及び事業再開見込みの立たない法人で将来に亘り滞納市税を徴収できないことが明らかかなこと等による。		自主納付が見込めない事案については、徹底した財産調査を実施し速やかに差押えを行う。また、捜索を実施して差押えた動産についてインターネット公売を活用するなど、計画的に滞納整理を進め、滞納事案の早期完結を図る。	0.5			1					収納対策課	オ-2
18	(歳入)事業所税<滞納繰越分>		10,000	1									2	事業所税の滞納繰越分について、滞納整理を行い市税収入の確保を図る。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う収益の減少が運転資金や債務返済に配分せざるを得なかったことによる。		自主納付が見込めない事案については、徹底した財産調査を実施し速やかに差押えを行う。また、捜索を実施して差押えた動産についてインターネット公売を活用するなど、計画的に滞納整理を進め、滞納事案の早期完結を図る。	0.5			1					収納対策課	オ-2
19	(歳入)都市計画税<滞納繰越分>		270,000	1									2	都市計画税の滞納繰越分について、滞納整理を行い市税確保を図る。収入未済の生じた主な理由は、景気の悪化に伴う賃金の減少が納税資力の低下に繋がったことによる。不納欠損の生じた主な理由は、財産調査の結果、滞納処分できる財産がないもの、生活困窮状態であるもの、所在及び財産がないものについて、滞納処分の執行停止をしてから3年が経過したこと等による。		自主納付が見込めない事案については、徹底した財産調査を実施し速やかに差押えを行う。また、捜索を実施して差押えた動産についてインターネット公売を活用するなど、計画的に滞納整理を進め、滞納事案の早期完結を図る。	28.5			1					収納対策課	オ-2

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
20	予算編成及び執行管理事業	予算編成事業	9,289	C									1	1	ク	予算編成において効率化を図るよう、手法の見直しを検討する。補正予算については、当初予算における年間予算の編成とその着実な執行を基本として、必要に応じて編成するよう更に徹底する。また、予算編成過程の透明化を推進していく。	7.5			1		1		財政課	オ-9	
21	予算編成及び執行管理事業	大都市会議事業	118	C										1	1	ク	地域主権改革の実現に向け、指定都市市長会や九都県市首脳会議など他都市と連携を図り、国に対して意見発出等を行う。 指定都市市長会：全国の指定都市の緊密な連携のもとに、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図るための組織 九都県市首脳会議：首都圏の都県と指定都市が長期的展望のもとに、広域的課題に積極的に取り組むための組織	0.7			1				財政課	ク-1
22	予算編成及び執行管理事業	地方公共団体消費状況等調査	189	C										1	1	ク	内閣府経済社会研究所が、四半期別国内総生産(GNP)を算出するため、調査委託された報告書を作成し、報告期限までに提出する。	0.1			1				財政課	ク-1
23	予算編成及び執行管理事業	行政報告書	1,250	A										1	1	ク	地方自治法の規定により、一般会計及び特別会計に係る主要な施策の成果を説明する書類を作成し、議会に報告するもの。	0.1			1				財政課	ク-1
24	予算編成及び執行管理事業	出資法人経営状況説明書	294	A										1	1	ク	地方自治法の規定により、毎事業年度、さいたま市が2分の1以上出資する民法第34条の法人及び株式会社等の経営状況を作成し、議会に提出するもの。	0.1			1				財政課	ク-1
25	予算編成及び執行管理事業	宝くじ事務	1,227	C										1	4	ク	宝くじを全国自治宝くじ事務協議会並びに関東・中部・東北宝くじ事務協議会を通じて発行し、その収益金を本市公共事業並びに公益増進事業に活用する。	0.1			1		1		財政課	ク-1
26	財政公表及び財政分析事業	財政推計	2,500	C										1	2	ク	健全財政の維持を図るため、社会経済状況を勘案し、将来の財政状況を推計する。	0.5			1				財政課	オ-11
27	財政公表及び財政分析事業	企業的手法による財政状況	4,500	C										1	2	ク	自治体の財政状況を総合的かつ長期的に把握するため企業会計的手法(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)で分析する。	0.3			1				財政課	オ-11
28	財政調整基金積立金	財政調整基金積立金	64,568	C										1	1	ク	財政調整基金(財政の年度間調整を図るために積み立てられる基金)に属する現金を最も確実かつ有利な方法で保管(運用)することにより生じる運用益を収入し、これを基金に編入するものである。	0.1			1				財政課	ク-1
29	減債基金積立金	減債基金積立金	33,161	C										1	1	ク	減債基金(市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営を行うために積み立てる基金)に属する現金を最も確実かつ有利な方法で保管(運用)することにより生じる運用益を収入し、これを基金に編入するものである。	0.1			1				財政課	ク-1
30	元金償還金	元金償還金	35,610,181	C										1	1	オ	普通建設事業費の世代間負担の公平を確保するため借入れた市債の元金を償還する。	1.0			1				財政課	オ-9

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
31	公債管理特別会計繰出金	公債管理特別会計繰出金	4,128,610	C									1	1	市債の管理とその経理の適正を図るために設置した公債管理特別会計への繰出金である。	オ	平成25年度に市場公募地方債及び臨時財政対策債の大規模な借り換えが生じることから、予算規模の極端な変動を防ぎ、かつ市全体の公債費の把握を容易にすることを目的に、公債管理の一元化に向けた検討を行う。	0.7			1				財政課	オ-9
32	長期借入金利子	長期借入金利子	4,957,994	C										1	普通建設事業費の世代間負担の公平を確保するため借り入れた市債の利子を償還する。	オ	償還事務の効率化及び公債費総額の明確化を図るため、平成25年度を目途に公債管理の一元化に向けた検討を行う。	1.0			1				財政課	オ-9
33	一時借入金利子	一時借入金利子	60,100	C										1	一時借入金(一会計年度内において歳計現金が不足した場合に、支払資金の不足を補うために行う借り入れ)の利子を支払うものである。	ク	財政運営に支障が生じないよう、資金計画の適正な執行に努めるとともに、一時借入を回避するために、市債借入時期の工夫を検討していく。	0.1			1				財政課	オ-9
34	市債借入事務事業	市債借入事務事業	263	C										1	普通建設事業費(社会資本整備等)の世代間負担の公平を確保するため、地方財政法による総務省との協議、同意に基づき市債の借入を実施する。	ク	将来の公債費負担を減らすために、市債発行額の抑制や低利での資金調達を行い、引き続き、財政の健全性を維持する。	0.7			1	1		財政課	ク-1	
35	予備費	予備費	200,000	A										1	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に計上している。	ク	地方自治法に基づき、適正に計上しているため継続とする。	0.1			1				財政課	ク-1
36	公有財産管理事業	公会計システム整備	2,890	C										1	新公会計制度では、貸借対照表等の財務4表を作成し、保有する資産の評価については、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して整備することになっている。さいたま市では、段階的に整備を行なう「総務省方式改訂モデル」の手法で、土地や建物などの資産評価及び台帳整備を実施し、財政課へ報告している。	ク	新公会計制度を推進するにあたり、貸借対照表等に必要資産価額を算出することは、市民が市の資産状況を確認するうえで必要となるため、今後も継続事業とするものです。	0.7			1				用地管財課	ク-1
37	公有財産管理事業	普通財産の維持管理(委託、維持管理等)	77,298	C										1	用地管財課で所管している普通財産に対する維持管理業務であり、各施設の委託業務契約、修繕、苦情対応等を行い、適正な財産の管理を行なう。	ク	普通財産を適正に維持管理することは、財産の有効活用及び近隣住民への安全を守る上で必要となるため、建物管理(清掃、警備)及び除草業務、施設修繕において、仕様等を見直し競争入札等によりさらなるコスト削減に努めながら、今後も継続事業とするものです。	2.0			1	1		用地管財課	カ-3	
38	公有財産管理事業	火災・施設賠償責任保険加入等の手続き事務	29,516	C										1	さいたま市所有の建物等(市立病院、教育委員会事務局及び水道局所管の財産を除く。)に対する建物総合損害共済(全国市有物件)、市で所有、使用、管理する施設または自治体業務を行うにあたって起因した市民等への法律上の賠償責任に対応する賠償責任保険(全国市長会)及び秩父にある市有林の被災に対する森林国営保険への加入等の事務取扱い。	ク	市民の財産である建物等の損害保険と市民等が対象となる損害賠償保険への加入は、被害発生時の市の負担を軽減し、市民等への損害に対して迅速に対応することができるため、今後も継続事業とするものです。	0.5			1				用地管財課	イ-1
39	財産評価委員会運営事業	財産評価委員会運営事業	737	C										1	さいたま市財産評価委員会は、さいたま市の財産(不動産に限る。)の取得又は処分に関する価格の適正を期するため、市長又は水道事業管理者の諮問に応じ、財産の価格を審議し、その結果を答申する職務を担っており、用地管財課が事務局となり、委員会の運営を行っている。	ク	公有財産の取得又は処分にあたり、適正な価格を審議することは、市の財産に関わる問題であり、市の財政上、必要であるため、今後も継続事業とするものです。	0.8			1				用地管財課	ク-1
40	用地取得管理事業	用地取得管理事業	560	C										1	公共事業に必要な土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償の基準を定め、事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保を図ること	ク	当事業は、各事業担当課が公共用地の取得を行うための基準を整備する事業であり、用地取得が絡む様々な事業を下支えする事業となっているため、現状どおり継続とする。今後も用地取得の適正性、公平性を維持するため、補償基準の改正等が行われた場合には速やかに対処していく。	0.5			1	1		用地管財課	ク-1	
41	庁舎管理事業	庁舎管理事業	608,980	C										1	本庁舎施設の安全な維持管理をするために適正な管理、運営を行う。	ク	庁舎管理事業については、建物の保守管理、快適な執務環境及び市民の快適な利用が出来ることを確保することであり、民間委託により業務の効率化と先進的な技術を活用することで、費用対効果を考慮し、経費の節減によって維持管理を継続的に実施する。	2.9	1.0	2.0	1	1		庁舎管理課	ウ-3	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解					
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3				
42	庁用自動車等管理事業	公用車の民間委託化事業	88,921	C											1	2	本庁舎及び区役所の公用自動車については、買い替え時において順次民間委託化(リース化)にする。	カ	公用車の民間委託化事業(リース化)は、歳出予算の平準化と効率的な運用が図られること、車両にかかる維持管理経費の軽減が図られること及び車検・法定点検、廃車時などにおける車両事務の軽減が図られることなどの効果があるため公用車については管理を一元化することで拡大していく	1.0				1			1			庁舎管理課	ウ-3
43	庁用自動車等管理事業	公用車の次世代自動車化事業	2,797	C											1	2	本庁・区役所の公用車については、買い替えの際に原則として次世代自動車(ハイブリット車・天然ガス自動車・電気自動車)を導入する。	カ	公用車の次世代自動車化事業は、地球温暖化防止の一環として車両から排出される二酸化炭素の削減となることから環境にやさしい取り組みとして事業を拡大し、平成25年度末までに車両を切り替えていく。なお、導入に当たっては、リース車両とすることで経費の軽減を図っていき、管理については、統合化を検討していく。	1.0				1						庁舎管理課	ク-1
44	入札制度企画事業	入札制度改善事業	174	C											1	1	建設工事等の入札における公平性、競争性及び透明性の向上を図り、社会情勢に即応した入札制度を企画立案する。また、市民の安全・安心のため総合評価方式の活用などにより、公共工事の品質の確保を図る。	ク	社会情勢に応じた入札制度の企画立案は、市民の安全・安心のための品質の確保や限られた財源の有効活用、更には市内業者育成等の観点からも必要であるため、検証や他政令市等の調査を実施し、制度の改善を図ってまいります。	3.0	1.0	0.2	1			1				入札企画課	ク-1
45	入札制度企画事業	入札参加資格格付等事業	173	C											1	1	競争入札参加資格審査に係る発注者別評価項目や評価点、業者の格付けの企画立案を行い、更に格付けに応じた発注額の基準作りを行う。	ク	限られた財源の中で、技術力や経営規模に見合った工事を請け負うことが、市民の安全・安心のための品質の確保に繋がると考えられます。今後も業者の経営規模・経営状況や技術力などと、社会的な評価項目をも勘案し、適正な入札に向け、入札参加資格審査における格付(等級の区分)を実施してまいります。	2.0		0.3	1			1				入札企画課	ク-1
46	入札制度企画事業	指名停止事業	173	C											1	1	工事の安全管理体制が不適切であったため重大な工事事故を引き起こしたり、関係者が贈賄等の反社会的な事件により逮捕される等、公共工事の発注者としての立場から契約の相手方となることが不適切であると認められる有資格業者に指名停止措置を施し、一定期間、入札の参加を制限する。	ク	重大な事故や談合等不正行為を行った業者の入札参加を一定期間制限することにより、現場における安全管理体制の再構築や企業倫理の確立など、是正の機会を与えることで、公共工事等の品質が確保されるだけでなく、強いては業者の育成にも繋がるものと考えます。今後においても、以上の点を踏まえ、国・他政令市等の動向も注視しながら調査・研究し、適正な指名停止措置を行ってまいります。	1.5		0.3	1			1				入札企画課	ク-1
47	入札制度企画事業	入札監視・苦情検討委員会運営事業	287	C											1	1	さいたま市入札・契約手続における公平性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、年2回の定例会議、必要に応じて再苦情処理に係る会議を開催する。	ク	入札手続及び契約の過程における公正性及び透明性を確保するため、今後も第三者(外部委員)による審議や意見の具申は必要であると考えます。	0.5		0.2	1			1			入札企画課	ク-1	
48	工事等契約関係及び業者登録管理事業	業者登録管理事業	28,437	C											1	5	適正かつ公平な契約事務を遂行するため、本市との契約を希望する業者を対象に入札参加資格の申請受付・審査を行い、資格を有する者を登録名簿に登載する。また、建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理業務については、「埼玉県電子入札共同システム」による申請受付を行うとともに、このシステムにより電子入札を実施し、透明性・効率性の向上を図る。	ク	発注する業務の適正履行を確保する上で、競争入札参加資格者名簿は必要不可欠なものであり、引き続き効率的な事務執行に努める。また、工事契約に係る電子入札は、入札業務の透明性、効率性を確保する観点から有効な手段であることから、今後もシステム運用に係るコスト削減に努めながら電子入札を実施する。	5.3		1.0	1			1				契約課	ク-1
49	工事等契約関係及び業者登録管理事業	契約公報発行事業	1,557	C											1	2	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用のあるものなど、本市が締結する契約に関する必要な事項を一般に周知するため、さいたま市契約公報を発行するもの。毎月15日及び末日に発行するほか、必要に応じて随時発行する。	ク	特定調達契約に係る一般競争入札の公告及び指名競争入札の公示については、市報により行わなければならないものとされており、適時かつ的確に広く一般に周知する方法として、契約公報の発行は有効な手段である。今後は、他都市における発行方法を調査し、より効率的な事業の実施について研究を行いながら、引き続き契約公報を発行する。	0.2				1						契約課	オ-11
50	工事等契約関係及び業者登録管理事業	工事等契約関係事業	437	C											1	1	建設工事及び建設工事に伴う調査、設計、測量業務について、工事等所管課からの依頼に基づき、業者選定、入札・契約事務を行う。	ク	今後も、入札結果の分析、他自治体の先進事例の研究等を行い、より公平性、透明性、競争性を確保した公共調達に努め、事業を実施する。	7.5				1		1				契約課	ク-1
51	物品購入事務事業	物品購入事務事業	164	C											1	1	物品購入について、各所管課からの依頼に基づき、業者選定、入札及び契約行為を行う。また、不用物品(車両等)について、各所管課からの依頼に基づき、売払いを行う。	ク	物品購入については、引き続き、公平性、透明性、競争性を確保した公共調達に努め事業を実施する。また、入札事務の透明性、効率性を確保する観点から電子入札の導入について調査・研究を行う。	4.0				1		1				契約課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
52	工事等契約関係及び業者登録管理事業	業務委託契約事務事業	308	C										1	1	「建物総合管理」「受付案内」「電話交換」「人間警備」「建物清掃」(1,000万円以上)の業務委託について、各所管課からの依頼に基づき、業者選定、入札及び契約事務を行う。また、委託業務について、抽出検査の実施や契約情報について、集計公表事務を行う。	オ	業務委託契約については、公平性、透明性、競争性を確保した公共調達を行う必要があるため、引き続き、事務を執行する。また、入札事務の透明性、効率性を確保する観点から電子入札の導入について調査・研究を行う。さらに、全庁的に行われている業務委託の随意契約について、横断的にチェックを行い、契約事務の適正化を図るものとする。	3.0	1.0		1		1		契約課	オ-9
53	技術基準・技術管理事業	技術基準・技術管理事業	25,208	C										1	2	本事業は、建設業法や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の主旨により、市が発注する公共工事の効率化と品質確保を図るために、建設部門の情報化の推進や適正な施工体制の確保、優秀建設工事業者表彰等を通じた技術力や施工意欲の向上など、受発注者双方を支援するものである。	ク	社会経済情勢の変化に対応しながら、市が発注する公共工事の効率化と品質確保に向けた取組を継続する必要がある、引き続き、取組みの効果を検証し、コスト削減に努めつつ、事業を継続していく。	4.4			1		1		技術管理課	ク-1
54	土木積算システム管理事業	土木積算システム管理事業	36,759	C										1	2	市が発注する土木工事の品質を確保するため、統一した積算基準や設計単価を定め、このデータを基に稼動する積算システムの管理・運営を適切に行う。	ク	公共工事の発注を担当する職員に対し、土木積算業務の簡素化、迅速化、標準化を図り、より適正に発注業務が執行できるよう、今後も引き続き管理・運営に係るコストの削減に努めつつ、事業を継続していく。	2.8			1		1		技術管理課	ク-1
55	営繕積算システム管理事業	営繕積算システム管理事業	11,008	C										1	2	営繕工事の積算業務において、市として統一した単価・歩掛等を使用し、正確な積算業務を行うために、電算システムを利用した設計・積算業務の管理・運営を行う。	ク	公共工事の発注を担当する職員に対し、営繕積算業務の簡素化、迅速化、標準化を図り、より適正に発注業務が執行できるよう、今後も引き続き管理・運営に係るコストの削減に努めつつ、事業を継続していく。	3.3			1		1		技術管理課	ク-1
56	公共事業評価監視委員会運営事業	公共事業評価監視委員会運営事業	375	C										1	1	国土交通省所管の補助事業の内、採択後、一定期間を経過した事業について、市が事業の再評価を実施するに際し、効率性、実施過程における透明性、客観性の向上を図るため、市の対応方針案を審議する第三者機関として設置したさいたま市公共事業評価監視委員会の運営を行う。	ク	公共事業の再評価を行うにあたり、当委員会を開催し、審議内容や結果を公表することで、実施過程の透明性、客観性が向上するため、効率的でコストも安い職員により運営を行い、引き続き事業を継続していく。	0.5			1				技術管理課	ク-1
57	工事検査事業	工事検査事業	3,029	A										1	1	工事請負費にて発注された工事を対象に地方自治法第234条の2に基づく検査業務を厳正かつ、公平に行い、行政予算の効率的執行と都市施設の品質向上を図るもの。	ク	現在の都市施設の整備に当たっては、価格面はもとより、品質・安全性・機能性の確保等を含め、総合的に優れたものを市民に提供することが必要とされる。従って、これらを受けて行われる工事請負契約の適正な履行の確保のためには、更なる検査業務の充実を図って行かなければならず、今後も他団体等を調査・研究し、検討・研修等を行いこれらに対応していく。	12.0	1.0		1		1		工事検査課	ク-1
58	固定資産評価審査委員会事業	固定資産評価審査委員会事業	974	C										1	1	固定資産税及び都市計画税において、固定資産課税台帳に登録された価格に関して、納税者からの不服申出に対し、9人の委員による固定資産評価審査委員会で審査決定する。	ク	登録した価格に対する納税者の不服を、中立的・専門的な第三者機関で審査決定するために、地方税法第423条に市町村に固定資産評価審査委員会の設置が規定されている。今後も固定資産税の運営のより一層の適正公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨からも、より専門性があり中立的な立場の委員を選任して固定資産評価審査委員会で審査決定する。	0.4			1				税制課	ク-1
59	税務管理事業	市税協力団体への補助事業	2,315	C			1	1							4	市税に関する調査・研究及び啓発活動を図る市税協力団体への補助金交付(さいたま市税協力団体に対する補助金)及び表彰への記念品交付	イ	表彰に対しての記念品については、効果等を検証して、24年度までに廃止の方向で検討する。補助金については、各団体の運営状況を加味して、段階的に縮小していく。	0.1			1		1		税制課	ア-1
60	税務管理事業	租税教育事業	52	C										1	1	全国の中学生・高校生に税に対する関心を高めてもらうため、国税庁等が主催している税に関する作文の募集事業について、市内の中学生・高校生の優秀な作品を市長賞として表彰し、記念品を授与するもの。また、さいたま市租税教育推進協議会の一員として、同会が主催する租税教室(小学校)の講師として、職員を派遣している。	ク	引き続き納税意識の啓発及び高揚を促進するため、本事業を現在のサービス水準で継続することが適当。	0.1			1				税制課	エ-3
61	税務管理事業	研修事業	5,741	C										1	1	税務職員としての専門知識の習得のため、外部団体が主催する研修への参加や会議の出席、当課が主催して研修を実施する事業。	ク	適正な課税、公平な徴収を推進するための税務職員としての資質向上のため、外部団体が主催する研修参加後のフィードバック方法、実施した研修の事後評価を検証しながら今後も継続していく。	0.3			1		1		税制課	オ-11

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3		
62	税務管理事業	地方税電子申告システム	36,771	C											1	5	地方税における手続きを、自宅やオフィスから、インターネットを利用して電子的に行うことができるシステムである。当システムは社団法人地方税電子化協議会が開発・運用主体であり、すべての地方公共団体が同協議会に加入している。	カ	開始が決定している国税庁とのデータ連携や導入を検討している電子納税など、納税者の利便性向上や事務の効率化に向けた、更なる事業の拡大が必要と考える。	0.4				1		1		税制課	ク-1
63	税務管理事業	広報事業(税のしおり作成)	2,272	C											1	2	市民を対象とする税の啓発冊子を作成・配布し、税に関する知識の普及と納税意識の向上を図る事業である。「税のしおり」では、市税に加えて県税、国税の概要と税の計算方法などを総合的に掲載するとともに、当該年度の税制改正事項を盛り込み、市HPでも公開している。「外国語版市税のしおり」では、市内在住の外国人を対象に、外国語で市税の概要を簡潔に説明している。	ク	本事業により、税に関する知識の普及と納税意識の向上が図られている。なお、「税のしおり」について、現在は6月下旬の発行時期の早期化を、「外国語版市税のしおり」について、他部門での外国人向け冊子との共同化を図る必要がある。	0.5				1				税制課	ク-1
64	税務管理事業	税証明等事業	6,694	C											1	2	税制改正等に対応するため、税システムの改修を行うとともに、各区役所等で税証明や固定資産課税台帳等の閲覧が円滑に行えるようにする。	ク	税証明は、市民に必要であり、現在のサービス水準で継続することが適当。	20.0				1				税制課	イ-1
65		税務体制の再構築																税務行政の機能強化を図るため、税務体制の再構築を行う。	ク		5.0						税制課	ケ	
66	個人市民税賦課事業	個人市民税申告受付事業	11,781	C											1	2	市内に住所を有する個人、市内に住所を有しないが、事務所、事業所又は家屋敷を有する個人、を対象とし、個人市民税の申告受付を行う。	ク	歳入確保の観点から、標準税率による課税を継続する。なお、課税コストは、新税システムの導入と市民税担当職員数の削減から大幅に低下しており、今後は公平課税とさらなる歳入確保のためには、適正な職員数の配置が必要と思われる。	7.3				1				市民税課	オ-2
67	個人市民税賦課事業	個人市民税精査・賦課事業	140,679	C											1	2	市内に住所を有する個人、市内に住所を有しないが、事務所、事業所又は家屋敷を有する個人、を対象とし、法令に基づき、適正かつ公平に個人市民税を賦課する。	ク	歳入確保の観点から、標準税率による課税を継続する。なお、課税コストは、新税システムの導入と市民税担当職員数の削減から大幅に低下しており、今後は公平課税とさらなる歳入確保のためには、適正な職員数の配置が必要と思われる。	64.2		2.0		1		1		市民税課	オ-2
68	個人市民税賦課事業	個人市民税申告書未提出者調査事業	2,453	C											1	2	課税の公平性の実現のため、年齢や前年の課税状況等を考慮し、申告書未提出者に対して、積極的な調査を実施する。	ク	歳入確保の観点から、標準税率による課税を継続する。なお、課税コストは、新税システムの導入と市民税担当職員数の削減から大幅に低下しており、今後は公平課税とさらなる歳入確保のためには、適正な職員数の配置が必要と思われる。	4.2				1				市民税課	オ-2
69	法人市民税賦課事業	法人市民税申告書受付・入力	5,655	C											1	2	市内に事業所または寮等を有する法人から、設立(設置)等の異動届を受け、その登録・管理を行う。また、法人税額を基礎として算出する法人税額と、資本金等の額及び市内の従業者数をもとに算出する均等割額の申告内容を精査、データ登録し、調定資料を作成する。	ク	歳入確保の観点から、法人の規模による2段階の税率による課税を継続する。なお、課税コストは、新税システムの導入と市民税担当職員数の削減から大幅に低下しており、今後は公平課税とさらなる歳入確保のためには、適正な職員数の配置が必要と思われる。	4.6		2.1		1				市民税課	オ-2
70	法人市民税賦課事業	法人市民税税額更正処理	2,470	C											1	2	市で把握している法人税額(課税標準)と国・県から入手した申告等の課税資料との突合を行い、税額に差異があった場合は更正処理を行う。	ク	歳入確保の観点から、法人の規模による2段階の税率による課税を継続する。なお、課税コストは、新税システムの導入と市民税担当職員数の削減から大幅に低下しており、今後は公平課税とさらなる歳入確保のためには、適正な職員数の配置が必要と思われる。	1.0				1				市民税課	オ-2
71	法人市民税賦課事業	法人市民税実態調査	0	C											1	1	市内に事業所または寮等を有していると思われる、申告書の提出のない法人等の実態を把握するために現地調査を行う。	ク	歳入確保の観点から、法人の規模による2段階の税率による課税を継続する。なお、課税コストは、新税システムの導入と市民税担当職員数の削減から大幅に低下しており、今後は公平課税とさらなる歳入確保のためには、適正な職員数の配置が必要と思われる。	0.2				1				市民税課	オ-2
72	軽自動車税賦課事業	標識の交付、及び軽自動車税の賦課	12,637	C											1	2	市内に定置場のある軽自動車等の所有者に対し、軽自動車税を賦課徴収するため、原動機付自転車、及び小型特殊自動車の標識を交付するとともに、賦課期日(4月1日)現在の所有者に対して、軽自動車税納税通知書を作成し、通知する。	ク	歳入確保の観点から、標準税率による課税を継続する。なお、課税コストは、新税システムの導入と市民税担当職員数の削減から大幅に低下しており、今後は公平課税とさらなる歳入確保のためには、適正な職員数の配置が必要と思われる。	13.6		0.3		1		1		市民税課	オ-2

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
73	軽自動車税賦課事業	軽自動車税申告データの登録	3,139	C									1	1	市内に定置場のある軽自動車等の所有者に対し、軽自動車税を賦課徴収するため、申告を受付し、申告データの登録を行う。	ク	歳入確保の観点から、標準税率による課税を継続する。なお、課税コストは、新税システムの導入と市民税担当職員数の通減から大幅に低下しており、今後は公平課税とさらなる歳入確保のためには、適正な職員数の配置が必要と思われる。	1.0		0.2	1					市民税課	オ-2
74	その他市税賦課事業	市たばこ税賦課事業	200	C									1	1	たばこ製造業者や卸売販売業者を特別徴収義務者とし、毎月提出される申告書に基づき課税する。今年度は、10月1日に税率改正があり、手持ち品課税が実施される。	ク	納税義務者が少なく、かつ申告納税制度をとっているため、課税の事務負担が小さく、改善の余地が少ないので現行どおりとする。	0.6			1					市民税課	オ-2
75	その他市税賦課事業	入湯税賦課事業	200	C			1						1	1	鉱泉浴場の入湯行為に対して課税するもので、宿泊をともなう温泉施設を特別徴収義務者とし、毎月提出される申告書に基づき課税する。	ク	納税義務者が少なく、かつ申告納税制度をとっているため、課税の事務負担が小さく、改善の余地が少ないので現行どおりとする。	0.6			1					市民税課	オ-2
76	その他市税賦課事業	事業所税賦課事業	693	C									1	1	市内合計床面積が1000㎡を超える事業所等にかかる資産割、市内従業者の合計が100人を超える事業所等にかかる従業者割について、申告に基づき課税する。	ク	歳入確保の観点から、標準税率による課税を継続する。なお、課税コストは、新税システムの導入と市民税担当職員数の通減から大幅に低下しており、今後は公平課税とさらなる歳入確保のためには、適正な職員数の配置が必要と思われる。	1.4			1		1			市民税課	オ-2
77	固定資産税及び都市計画税賦課事業	納税通知書等作成業務	29,456	C									1	2	毎年5月上旬に発送する固定資産税及び都市計画税納税通知書の様式の印刷、様式への印字、封筒への封入封緘を行う。	ク	内容を精査した上で、レイアウト変更を行うなどして納税者に分かりやすい納税通知書の作成に努める。	11.5	0.0	1.0	1					固定資産税課	オ-2
78	固定資産税及び都市計画税賦課事業	固定資産評価員管理業務	3,704	C									1	1	地方税法第404条で市町村に設置することと定められている固定資産評価員の報酬等の管理を行う。	ク	固定資産の評価について専門的な知識を有する者を選任して、この者に固定資産の評価を行わせ、また、市町村が行う固定資産の価格の決定の補助をするために、固定資産評価員を設置することとしているため継続して行うものです。	1.0	0.0	0.0	1					固定資産税課	ケ
79	固定資産税及び都市計画税賦課事業	固定資産関係研修管理業務	1,307	C									1	1	日本経営協会及び資産評価システム研究センターで開催する固定資産の評価に関する研修に参加することで、職員の資質向上を図る。	イ	外部機関など研修参加人数を減らし、受講者による内部機関の研修講師へと移行する。	1.0	0.0	0.0	1		1			固定資産税課	イ-1
80	固定資産税及び都市計画税賦課事業	評価替業務	159,878	C									1	2	市内に所在する固定資産の価格を3年ごとに見直す事業。	ク	地価動向、経済情勢等を的確に把握し、公平・適正な評価替えの業務を行う。	11.5	0.0	1.0	1					固定資産税課	オ-2
81	固定資産税及び都市計画税賦課事業	固定資産税及び都市計画税賦課業務	147,066	C									1	2	賦課期日(1月1日)現在における市内の土地・家屋・償却資産の利用状況を正確に把握し、適正な評価に基づく固定資産税及び都市計画税の賦課を行い、税額を確定させる。	ク	市の歳入確保に必要な事業であるため現行どおりとする。	99.0	0.0	1.0	1					固定資産税課	オ-2
82	納税管理事業	市税の納付方法の拡大事業	500	C									1	2	市税の新たな支払い方法であるコンビニエンスストアでの納付を促進することで、納付機会の拡大を図り、納税者の利便性を向上させる。	ク	平成22年度から開始したコンビニエンスストアでの納付を促進することにより、納付機会の拡大を図ることで納税者の利便性を向上させる。	0.3			1					収納対策課	ア-5
83	納税管理事業	納税促進及び口座振替制度の勧奨事業	64,802	C									1	2	市税の安定確保を図るため、日曜納税窓口を開設するとともに、納期内納付の促進に有効な手段である口座振替制度の利用促進を図る。	カ	納期カレンダー・ポスター・チラシなどを製作し、口座振替を勧奨しその加入率を高めるとともに、納期内納付の促進に有効な手段となる口座振替制度の一層の促進を図っていく。	1.5			1		1			収納対策課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 財政局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3	
84	市税徴収事業	市税徴収事業	26,171	C										1	1	税負担の公平を実現するため、市税滞納者に対し督促、催告、納税折衝、滞納処分等の滞納整理を行い、市税収入を確保する。	ク	平成22年度市税収納対策基本方針に掲げた重点事項を中心に、各区収納課と密接な連携の下、一層の収納率の向上を図っていく。	89.2		3.0	1					収納対策課	オ-2
85	市税徴収事業	電話等による納税催告事業	29,006	C											2	市税の収納対策を強化するため、民間から派遣を受けた職員により、電話による納付の呼びかけ業務を実施し、自主納付の促進を図るとともに市税収入の確保、収納率の向上を図る。	ク	関東指定都市では実施していないが、現在19政令指定都市中11市が導入しており、その費用対効果を検証していく。	1.0			1					収納対策課	オ-2
86	納税貯蓄組合事業	納税貯蓄組合事務費補助金交付事業	5,120	C											1.4	市内の納税貯蓄組合に対して、組合の育成や活動を支援するために補助金を交付する。補助金の交付を通じ納期前納付、納税思想の普及啓発をすることにより市税収入の安定確保を図る。	ア	他の政令指定都市のうち、いずれの市でも実施していないことから、平成22年度実績分を平成23年度に交付し廃止する。	1.2			1		1			収納対策課	ア-4
87	納税貯蓄組合事業	納税貯蓄組合連合会補助金交付事業	1,669	C											2.4	単位組合が加入するさいたま市納税貯蓄組合連合会に対して、組合員研修等の事業に補助金を交付する。補助金の交付を通じ連合会活動を支援することにより市税収入の安定確保を図る。	ア	現在、連合会でやっている納税思想の啓発活動は、市が事業主体となるべきものであることから、平成22年度交付までとし廃止する。	0.8			1		1			収納対策課	ア-4
88	市税還付金及び還付加算金事業	市税還付金及び還付加算金事業	660,000	A											1	市税の過誤納金及び課税の更正・取消等に生じる還付金・還付加算金を還付する。	ク	市税の過誤納金及び課税の更正・取消等に生じる還付金・還付加算金があるときは、遅滞なく還付する。	4.0			1					収納対策課	ク-1
89	債権回収対策事業	高額困難債権事案の集中処理	6,376	C											1	さいたま市債権回収対策基本計画に基づき、市税等の5債権の困難事案の一部を債権所管課から引継ぎ、滞納整理を集中的に実施する。	ク	さいたま市債権回収対策基本計画による本事業の実施については、有効性の検証を踏まえたうえで、平成23年度末まで継続する方向である。	19.5	6.0	4.0	1					債権回収対策課	カ-4
90	債権回収対策事業	徴収技術の支援・強化	2,751	C											2	さいたま市債権回収対策基本計画に基づき、債権所管課(19課所・1室)を対象に、助言、指導、研修等の支援策を実施することにより徴収技術の向上を図る。	ク	さいたま市債権回収対策基本計画による本事業の実施については、有効性の検証を踏まえたうえで、平成23年度末まで継続する方向である。	3.5		1.0	1		1			債権回収対策課	イ-1

